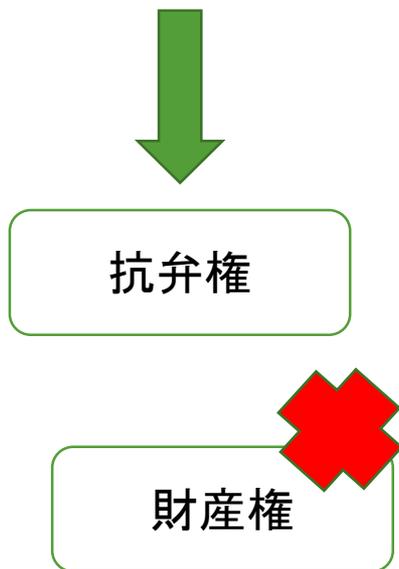


# 特許法上の先使用権の解釈



- 特許法第69条2項（旧第62条）  
次の各号の1つに該当する場合、特許権の侵害と見なさない。

（2）特許出願日以前に既に同一製品を製造するか、同一方法を使用しているか或いは既に製造、使用のために必要な準備を終えている、かつ原範囲内で製造、使用を継続している場合。



- 最高人民法院の司法法釈〔2009〕21号  
第15条 被疑権利侵害者が非合法に取得した技術或は意匠をもって先使用権の抗弁を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。

下記の状況の一つに該当する場合、人民法院は特許法第69条第(2)項に規定する「既に製造、使用のために必要な準備を終えている」と認定しなければならない：

- （一）発明創造の実施に必須の主要な技術設計図或は生産技術文書を既に完成している
- （二）発明創造の実施に必須の主要設備或は金型を既に製造或は購入している。

特許法の69条第(2)項に規定する「原範囲」とは、特許出願日前に既に存在する生産規模及び従来の生産設備を利用するか、或は従来の生産準備をもって達成可能な生産規模が含まれる。

先使用権者が特許出願日後、既に実施或は実施に必要な準備した技術或は意匠について譲渡或は他人に実施許諾し、被疑侵害者が当該実施行為は原範囲内での継続的实施であると主張した場合、人民法院はこれを支持しない。但し、当該技術、或は意匠が原企業と共に譲渡或は継承された場合はこの限りでない。

# 特許法上の先使用権の解釈



## ●北京高級人民法院

「特許権侵害判断指南」 (2017年4月) (2014年1月第121条)

第132条 特許の出願日より前に既に同一の製品を製造、同一の方法を使用或は製造、使用のための必要な準備ができているとともに原範囲内で継続して製造、使用している場合、特許権侵害と見做さない。

前記の状況で製造された特許製品或は特許方法により直接得られた製品を使用、販売の申し出、販売している場合、特許権侵害と見做さない。

第133条 先使用権を享有する条件は：

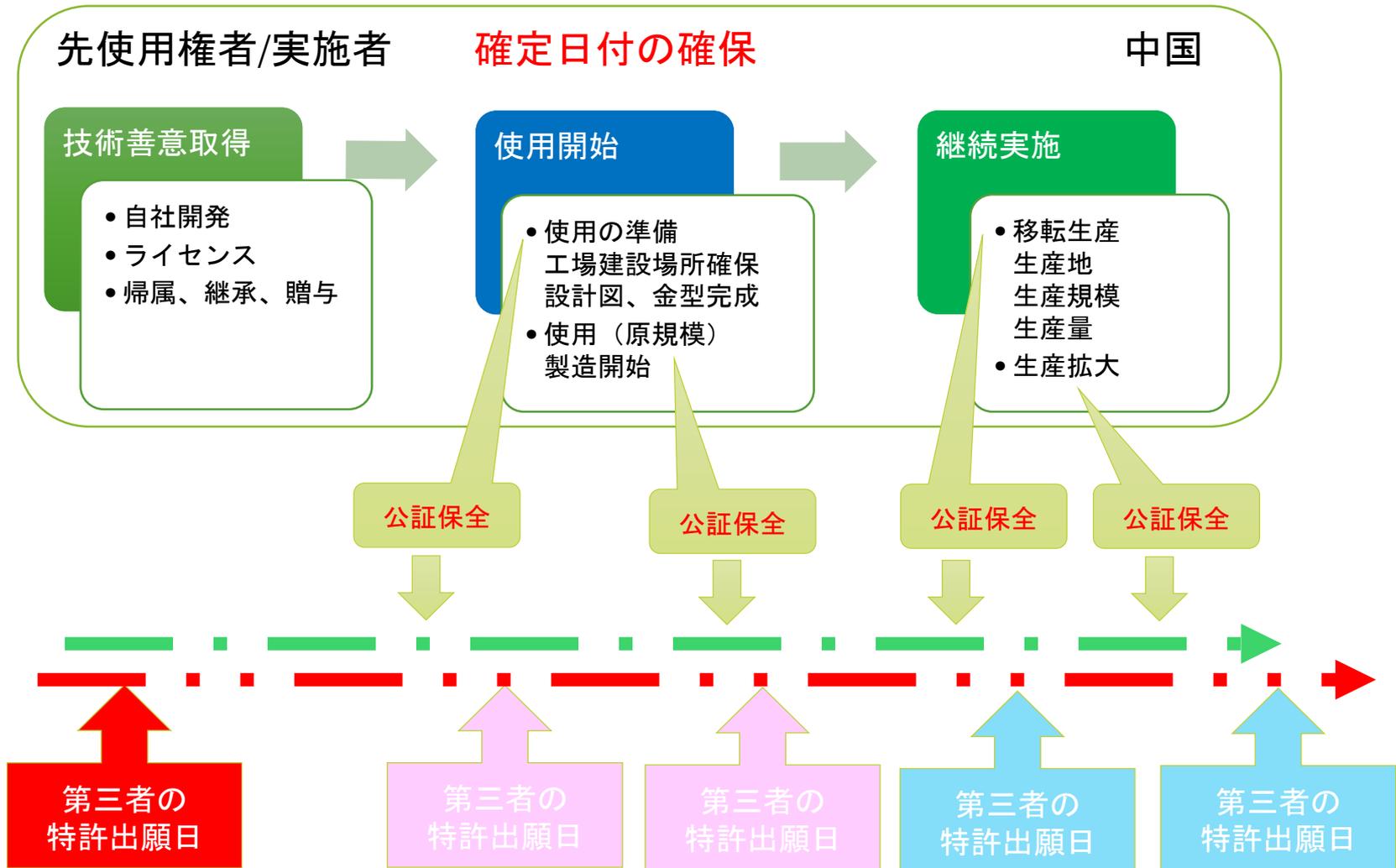
(1) 製造、使用に必要な準備がなされている。即ち発明創造の実施に必須の主要な技術図面或は生産書類が既に完成、或は発明創造の実施に必須の主要な設備或は原材料が既に製造され或は購入されている。

(2) 原範囲内で継続して製造、使用している。「原範囲」には、特許出願日の前の既存の生産設備を利用し既存の生産規模或は既存の生産準備に基づき達成できる生産規模が含まれる。

(3) 先に製造した製品或は先に使用した方法或は意匠は、先使用権者が自ら独自に完成或は合法的手段で特許権者或は他の独自に研究し完成した者から取得したもので、出願日の前に剽窃、窃盗或は他の不正な手段で獲得していないものでなければならない。被疑侵害者が非合法的に獲得した技術或は意匠設計により先使用権の抗弁を主張する場合、これを支持してはならない。

(4) 先使用権者が自ら先に実施した技術を譲渡することはできない。なお帰属する企業と一緒に譲渡する場合は除く。即ち先使用権者が特許出願日の後にその既に実施していた或は実施のための必要な準備ができていた技術或は意匠設計を譲渡或は他人に実施を許諾し、被疑侵害者の当該実施行為は原範囲内での継続実施に属すると主張した場合、これを支持してはならないが、当該技術或は意匠設計が原企業と一緒に譲渡或は相続された場合は除く。

# 先使用権の構成要件と保全措置



# 先使用権を確保するための対策



- 証拠による確定日付と技術内容の立証  
証拠の3要素・**真正な（真実性、関連性、合法性）**で事実を立証！！
  - 真実性とは、否定できない客観性を確保する。
  - 関連性とは、事物と直接得てきな関連を確保する。
  - 合法性とは、取得証拠や証明方法などが合法的であることを確保する。
  - こうした要素を、真正で合法的な第三者である公証人が行うことで、立証する。
- 証拠保全対象
  - 事実
    - 書類、物品
    - 視聴覚資料
  - 行為
    - 証人証言
    - 当事者証言
    - 録音、録画、撮影
  - 鑑定書
  - 調査記録
  - 文書送達
  - 購入行為





公証実施を多数経験していますので、  
ご不明の点はお気軽にご質問ください。  
なお、社内セミナーを随時お受けしております。

株式会社KyKインターナショナル

相澤良明

[aizawa.y@kyk-inc.co.jp](mailto:aizawa.y@kyk-inc.co.jp)